

避難者訴訟 第8回口頭弁論サマリー

福島原発避難者訴訟：第8回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第8回口頭弁論：12月17日（水）14：00から

同時開催：第8回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市
平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣において

2014年12月17日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 笹山尚人（ささやまなおと） 080-1343-2615

第1 訴訟そのものの概要

1 当事者

原告 早川篤雄 外38名（第1次提訴分）＋國分富夫 外177名（第2次提訴分）＋菅野清一 外136名（第3次提訴分）＋渡辺茂男 外118名（第4次提訴分） 合計473名

被告 東京電力株式会社

(1) 当事者

原告： ・151世帯（17世帯＋64世帯＋35世帯＋35世帯）
・年齢層：0歳から92歳まで
・いずれも、福島原発事故当時、避難区域である双葉町、楡葉町、広野町、南相馬市、川俣町（山木屋地区）などに居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において避難生活を強いられている。

原告代理人：弁護士 小野寺利孝、同 広田次男、同鈴木堯博、同 米倉勉ほか
福島原発被害弁護団

被告：東京電力株式会社

(2) 請求額

被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金225億8920万7122円の賠償金の支払いをせよ。

※ 原告の多くは、東京電力に対する直接請求・集団交渉等を通じて、合意に至らなかった部分を請求している。

※ 賠償請求の内容については後述。

2 請求内容

(1) 基本的な考え方 [生活再建, 再出発に必要な賠償を!]

一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ, 人間同士の関係性を断ち切られて孤立し, 従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ, 今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと, すなわち全人格的被害を受けている。

本件事故は公害であり, 加害者と被害者は非互換的で, 加害行為には利潤性がある。

そのうえで, 広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしている。しかも, 本件事故による被侵害法益は, 人格発達権や平穏生活権であり, これまでの差額説的な考え方で扱われるものではなく, このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。

→生活再建, 再出発を行なうために必要な賠償, 原状回復が図られるべきである。

(2) 損害賠償請求の項目

① 積極的損害

避難や避難先での生活のために必要となった実費。

交渉において東電が認めて支払いを行ったものはあるが, 東電が認めなかったものなどについて請求。

② 休業・逸失利益の賠償

③ 財物賠償

警戒区域及び計画的避難区域として指定された地域, またそれに準じる地域については政府による区域の変更, 立ち入り制限の程度に拘わらず, 向こう5年間以上の間は生活基盤としての価値を全面的に喪失した。→時価ではなく, 再取得価格の請求。

[土地]

後述します。

[建物]

後述します。

④ 避難に伴う慰謝料

避難生活が終了するまで, 一人につき月額 50 万円を請求する。

⑤ ふるさとを喪失したことに対する慰謝料

かつての自宅, また自宅のあった地域社会そのものを喪失したことに対する慰謝料として, 一人につき, 金 2000 万円を請求する。

第2 第8回口頭弁論の概要

1 訴訟の流れと第8回口頭弁論

訴訟は, 大まかに言って, 3段階に分かれます。

第1段階: お互いの言い分の応酬。訴訟でもっとも時間をとる部分。

第2段階: 証人尋問などの立証。

第3段階: 証人尋問を踏まえた, 言い分のまとめの陳述と判決。

第8回口頭弁論は、この第1段階に位置づけられますが、その最終盤と言ってよい位置になります。

第1回口頭弁論では、原告、被告双方が、その言い分を、「訴状」（原告側）と、「答弁書」（被告側）という書面を提出し合って応酬しあいました。そこで、被告の「答弁書」に対して原告側の反論が求められます。

第2回口頭弁論以降、原告側から反論となる書面（準備書面）を提出し、被告東電も反論を提出してきました。

同時に、第6回、第7回の法廷では、立証についての考え方を提出し、立証の日程について提起しました。

そこで今回の第8回口頭弁論では、原告側の主張として、代表的な個別の原告の損害について主張して、被害論を補足し、さらに第2段階の立証についていかなる審理をすべきかについても審理していくこととなります。ただし、立証の多くの部分については細かい打ち合わせが必要になりますが、その点について進行協議を行う打診もないので、裁判所は口頭弁論期日においてすべての審理を行う予定と考えられます。

今回原告は、上記の書面として、準備書面23から29までを提出しています。

2 第8回口頭弁論全体の流れ

- (1) 原告の意見陳述 原告3名
- (2) 原告代理人弁護士の意見陳述 弁護士1名
- (3) 準備書面や証拠の取り調べ、今後の進行についての協議

今回は、第1次提訴分の原告1名、第3次提訴以降の山木屋地区の原告から2名、意見陳述を行ってもらいます。意見陳述とは、訴訟の進行や裁判所に着目して欲しいポイントについて、原告が口頭で意見を述べるものです。

そのあと、代理人弁護士が、第2段階での進行のあり方について、陳述します。

その後、主張内容の確認や、疑問点に関する議論、今後の進行についての協議が行われます。

3 検証をはじめ、原告側の立証採用とスケジュールの策定

現在、訴訟の第1段階は終盤に差し掛かってきており、第2段階の立証の段階に移りつつあります。12月7日には、原告団総会をもって、本件を一刻も早く終結するための方針が採択されました。この方針を審理の日程、内容にどのように反映させていくかが焦点となります。

立証としては学者などの専門家の証人及びすべての原告から少なくとも各世帯最低一名の尋問、そして「検証」について、採用を求めています。限られた審理日程の中で、その具体化が問題となります。

とりわけ、裁判所は、原告側が申し出た証人のうち、除本証人については、その採用について必要性を感じないという連絡をしてきています。除本証人は、ふるさと喪失について研究している学者であり、ふるさと喪失慰謝料を検討するにあたって不可欠の証人です。除本証人を採用するかしないかについての議論も、大きな焦点となると考えられます。

4 時間など

以上全体を行う法廷全体の時間としては、全体で90分程度を見込んでいます。

5 第9回法廷

2015年2月18日（水）を予定しています。

以 上